

令和5年度 浜中町育英奨学生募集のご案内

町教育委員会では、学習する意欲がありながら、経済的な理由で修学が困難な学生・生徒に対し、等しく教育を受ける機会を確保するため奨学金を給付しています。

令和5年度につきましても次のとおり募集しますので、希望される方は期日までに願書等必要書類を提出してください。

1 出願資格

- (1) 本人または保護者が浜中町民であること。
- (2) 高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学に在学する者、またはこれらの学校に進学を希望する者であること。

2 出願の手続き

町内中学校および霧多布高等学校に在学の場合は、学校に必要書類がありますので交付を受け必要事項を記入のうえ、(1)、(4)を学校へ提出し、(5)～(7)の交付を学校から受けてください。

学校から交付を受けた後、(1)～(7)を教育委員会へ提出してください。

町外の学校に在学の場合は、教育委員会に必要書類がありますので交付を受けた後、同様の手続きをしてください。

本人（保護者等）が記入、用意するもの

- (1) 奨学生願書
- (2) 家庭状況調査書
- (3) 所得調査同意書（保護者の住所・氏名を記入し押印したもの）
- (4) 合格通知書の写し（4月からの進学者のみ）

学校に作成してもらうもの

- (1) 学校長の推薦書
- (2) 学業成績証明書（新1年生の場合は中学3年生、または高校3年生時の証明）
- (3) 学校検診記録書

3 奨学金の給付月額

- (1) 高等学校、高等専門学校（1～3年生） 5,500円
- (2) 高等専門学校（4年生、5年生および専攻科）、専門学校、短期大学、大学 11,000円

※ 給付された奨学金は原則返還する必要はありませんが、修正申告等に伴う所得の変更が生じた時は、再審査により給付の停止または返還が求められる場合があります。

4 給付期間

奨学生の資格は、令和5年4月から1年間のみです。2年以上継続して奨学生になることを希望する場合は、毎年度願書の提出が必要になります。

5 選考方法

奨学生は、奨学審査会において、前年所得等の選考基準に基づき審査され選考されます。

また、兄弟など同一世帯から複数の応募も可能です。

選考結果につきましては、教育委員会から出願者全員に通知します。

6 願書の受付期間

令和5年3月1日から3月31日までの間に、下記まで提出してください。

※ 期間前および期限後の提出は受付できませんのでご注意ください。

〒088-1592 厚岸郡浜中町湯沸445番地
町教育委員会管理課総務係（役場2階）
電話 (0153) 62-2371